

平成18年度第3回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成19年1月29日（月） 午後2時～

【開催場所】 高崎市役所 第31会議室（3階）

【出席委員】 計28名

会長	細井 雅生	副会長	富田 昭子	委員	青木 鈴子
委員	青山 清子	委員	新井 通子	委員	井上 光弘
委員	岩井 今朝男	委員	岩田 寿	委員	大美賀 亨
委員	大山 とみ江	委員	黒沢 秀吉	委員	斉藤 直躬
委員	齋藤 美恵子	委員	佐藤 洋一	委員	高田 容子
委員	中澤 清	委員	中島 英男	委員	中島 英明
委員	平田 清一	委員	平野 勝海	委員	福田 美代子
委員	松沢 斉	委員	松本 源治	委員	宮崎 孝明
委員	矢島 祥吉	委員	山崎 順彦	委員	湯浅 僖章
委員	吉沢 慎一				

【欠席委員】 計5名

委員	内田 好子	委員	駒井 和子	委員	須藤 ゆり子
委員	永井 伊津夫	委員	柳澤 敏勝		

【事務局職員出席者】 計16名

高齢・医療担当部長	萩原 素雄	長寿社会課長	嶋田 訓和
介護保険室長	小金沢 明彦		
長寿社会課担当係長	阿久澤 健		
介護保険室担当係長	下田 友計、青山 路子、丸橋 正弘		
支所担当課長・係長	間庭 純（群馬支所福祉課長）ほか3名		
他事務局担当職員	5名（支所担当者含む）		

【公開・非公開区分】 公開

傍聴者5名

【所管部課】 保健福祉部 長寿社会課

【議 事】 1) 平成19年度地域密着型サービスの整備方針について
2) その他
*議長=会長

議事1 平成19年度地域密着型サービスの整備方針について

議長 それでは平成19年度地域密着型サービスの整備方針についてですが、まず事務局から説明をいただきます。宜しくお願い致します。

— 『平成19年度地域密着型サービスの整備方針（認知症高齢者グループホーム）』（別紙資料）を事務局より説明

議長 はい、ありがとうございました。まず認知症高齢者グループホームについてですが、質問等ありますか。

委員 A 認知症高齢者グループホームに関して、現在の報酬と人員基準では運営を行うには非常

に厳しい状況であると感じます。しかも、現在の人員基準で運営を行えば、職員配置を考える中で、労働基準法違反になるような体制を組まなければならないのではないのでしょうか。そのような制度で、グループホームを安定して経営していけるのでしょうか。

事務局 現在、高崎市内に36か所が運営しています。決算書類を拝見した事業所では、開所時については諸々の必要経費が発生していろいろ大変な面はあるかと思いますが、決算で赤字を出しているところはありません。人員配置についても、様々な考え方がそれぞれの経営理念にあるので、常勤者を多く配置しているところもあれば、非常勤者を多く配置しているところもあり、一般的には常勤の職員が6～7名程度であり、更に非常勤職員で食事を作る方や部分的に入る方というのが2名ぐらいで、合わせておよそ8名前後で行なわれているという状況です。なお、労働基準に関しては、通常の勤務サイクルを回すことでいっばいで、有給休暇を取得できるほどの余裕がありません。

議長 はい、要するに従業員は風邪がひけないと休めないというような状況であると感じます。この件に感じて他に意見等ございますか。

委員A 利用者にとってグループホームは喜ばれる事業所ではありますが、スケールメリットの面で言えば、現状の報酬単価では安心安全な運営を行うのは難しい状況にあると思います。また、介護報酬は今後右肩上がりになることは予想できないので、今後グループホームの経営は崩壊してってしまうのではないかと感じます。

議長 はい、おっしゃるとおりだと思います。他にございますか。

委員B 私は、地域密着型サービス運営委員会の委員ですが、報酬単価の問題は非常に重要視しています。グループホームなどの高齢者施設の他に障害者施設などでも経営は非常に厳しい状況であると理解しています。その中で、利用者の処遇上、設備や食事に影響が出ないように委員会でしっかりと判断をしていきたいと考えています。

議長 はい、ありがとうございます。他にございますか。ないようですので、続いて小規模特別養護老人ホームについて事務局より説明をお願いします。

一 『平成19年度地域密着型サービスの整備方針（小規模特別養護老人ホーム）』（別紙資料）を事務局より説明

議長 はい、ありがとうございました。小規模特別養護老人ホームについて質問等ありますか。

委員A 介護療養型医療施設が廃止される予定であるが、転換等含めて行政として今後の見通しをどのように考えているか伺えますか。また、施設整備において、日常生活圏域に対してどのように整備していくか行政の考えを伺えますか。

事務局 介護療養型医療施設は、榛名地域を含めて市内5か所で144名の定員であり、一部の施設を除いて基本的に介護老人保健施設と併設されている施設であるため、基本的には介護老人保健施設への移管という方向で検討していく予定です。それ以外の部分についてはその定員数をやはり市としても確保しなければならない。国が考えている代替施設として

は介護付有料老人ホーム等がありますが、介護療養型医療施設の利用者が身体的な状態や金銭的な状態から有料老人ホームを利用できない場合も考えられるため、その方の状態によって特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホームなど様々な受け入れ先を検討する必要があると考えます。

介護療養型医療施設が廃止されるのは23年度ですので、今から調査、検討をして第4期の計画に盛り込む予定であります。運営協議会でもご検討いただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長 他にありますか。では、私からの質問ですが、特別養護老人ホームの整備計画を検討していく中で、緊急度の高いAグループをベースに考える方向であるが、B、Cグループに対してどのような対応をとっていくのかを検討しなくてよいのか。

事務局 B、Cグループの方がいつAグループになるかは見当のつかない部分があるが、施設整備を計画していく中で、B、Cグループの方等への介護予防等の支援策を検討する必要があると考えます。今後は、介護保険制度が改正された際によりよい方向に結びついていくように、在宅支援・在宅介護の面と施設介護の面の両面を総合的にとらえ、整備計画を進めていかなければと考えています。

議長 はい、ありがとうございます。他にありますか。

委員C A、B、Cの定義はどのような内容になっているのですか。

事務局 国が示した基準に基づいて、各特別養護老人ホームで入所判定委員会を設置して判定しています。また、入所判定委員会においては第三者委員を入れるよう県が指導しており、第三者が入ることで公平公正に審査をしています。しかし、実際に適確な判定がされているかは若干懸念されます。

議長 他にありますか。

委員D 小規模特別養護老人ホームの建設に係る補助金は予定していますか。また、補助金を出さないと手を挙げる事業者がないのではないのでしょうか。

事務局 基本的には建設補助はない状況です。ただ、地域介護・福祉空間整備等交付金がありますので、そちらのほうを市が申請をすれば交付金という形で補助金を受けることができます。しかし、市の補助金という形については、財政当局等との調整もありますので、今の時点では申し上げられません。

また、補助金がないと手を挙げる事業者いないのではないかと質問ですが、これまで、特別養護老人ホームやグループホームを公募制で行ってきましたが、補助金が出ない中でも多数の事業所から申請がありましたので、今後も補助金に関係なく手を挙げる事業所はあると思います。

委員D では、手を挙げる人がいるとするならば、先程のAグループを基本に考えるだけでなく、B、Cを含めて希望者が入所できるように整備していくことはできないのでしょうか。

事務局 確かに、希望どおりに入所できることは良いことかもしれませんが、介護給付費に影響

を及ぼしてまいりますので、一概に整備を進めるということにはなりません。例えば、50名の特養にかかる1年間の必要経費は1億7000万前後であります。それが、高齢者の介護保険料に年間約400～500円にプラスされてしまいます。人によってその数百円に対する考え方は異なりますが、高崎市としては計画を見直す際には、全ての市民に説明責任が果たせるよう根拠を明確にして取り組んでいきたいと考えております。

議長 はい、私達が検討しなくてはいけない部分もありますので、宜しくお願いします。ありがとうございます。他にありますか。

委員A 今日のユニットケアに対して、月14万円以上ないと入れない状況であります。倉渕地域に1か所開設しましたが、倉渕の人達自身が使えるのでしょうか。ユニットケアとはその地域に根付く形が理想だと思いますので、その地域にとって本当に必要なものなのかを検討して整備を進めるべきであると思います。

また、在宅生活を支えるために地域包括支援センターがありますが、うまく機能していないように思います。介護予防プランの作成だけでなく、もっと地域に出ていき、民生委員など地域住民と連携を図り、本来の地域包括支援センターの機能を果たしてもらいたいと思います。

議長 はい、ありがとうございます。事務局お願いします。

事務局 ユニットケアに関してですが、行政としましても必ずしも個室である必要はないと思います。個室・多床室それぞれにメリット・デメリットがありますので、地域の中の実情等をふまえて整備計画を検討していく必要があると思います。

議長 はい、運営協議会で整備計画の進捗を把握できるようなシステムを構築し、検討を進めていきたいと思います。

他にありますか。

委員E 大きな施設を建てるよりも、増床やサテライト型の方が費用的に効率的ではないのでしょうか。また、同じ建物内でユニット毎に別の事業者の管理で運営していくというのも一つの方法あると思います。

議長 はい、ありがとうございます。それについては、広域的な検討をしていかないと対応できないと思います。他にありますか。

委員F 小規模多機能型居宅介護については、特に制限を設けていなく、申請をすれば、大きな問題がなければ許可されるわけですが、小規模多機能型居宅介護事業については、介護給付費の問題が出てこないのでしょうか。

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 小規模多機能型居宅介護の整備については、一概に新規に許可をするだけでなく、計画作成当時の状況からデイサービスからの移行も考慮されておりました。その中で、小規模多機能型居宅介護はデイサービスよりも介護報酬は上がってしまいますが、特別養護老人ホームに比べて建築コストの面からは事業者負担が減ることで利用者負担が減ることもあり、

介護給付費の面からだけの判断はできないと考えております。また、小規模多機能型居宅介護事業所が、それぞれの地域にあることで、地域に密着したサービスが行えると考えています。なお、実際の介護給付に対する影響については、今後調査を行い、介護保険運営協議会の中で示していきたいと考えています。

議長 他にありますか。

委員G 社会福祉法人への課税の見直しは行われるのでしょうか。

事務局 県では社会福祉法人への課税の検討が始まっていますが、正確な情報は掴めていません。財団法人・社団法人につきましては施行されていないが、課税を強化する方向で制度ができています。

議長 はい、行政でもいろいろな研究が必要になるかと思いますが、是非介護保険運営協議会にも投げかけて頂きながら一緒に検討していきたいと思っております。他にありますか。
なければ、議題2の「その他」に移らせていただきます。

議事2 その他

議長 その他ということですが、事務局より何かありますか。

事務局 委員の皆様が3月31日を持って第2期の満了というかたちになります。それに伴いまして最後の運営協議会を3月に予定したいと思っております。現時点で3月の22日木曜日2時からを考えております。また改めましてご通知等差しあげたいと思っておりますが、そのなかで次期に向けた介護保険運営協議会のあり方をご協議頂きたいと考えています。3月22日木曜日午後2時から開催を予定しておりますので、また改めてご通知差しあげます。宜しくお願い致します。

議長 はい、次回の介護保険運営協議会は3月22日です。宜しくお願い致します。それでは本日の議題全てこれで終了させていただきます。ありがとうございました。